

## 京都市告示第 327 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 20 年 11 月 4 日

京都市長 門川 大作

### 1 団体の名称

小塩自治会

### 2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする。

### 3 区 域

京都市西京区大原野小塩町 6 番地の 6, 11 番地の 1, 15 番地, 34 番地, 44 番地の 1, 69 番地, 73 番地の 1, 73 番地の 2, 74 番地の 1, 74 番地の 3, 78 番地, 79 番地, 90 番地, 107 番地, 109 及び 110 番地, 111 番地の 2, 111 番地の 3, 128 番地, 132 番地の 2, 134 番地, 148 番地, 157 番地, 160 番地, 161 番地, 164 番地, 169 番地, 171 番地, 173 番地, 175 番地, 177 番地, 183 番地, 187 番地, 191 番地, 203 番地, 203 番地の 1, 229 番地, 230 番地, 231 番地, 233 番地, 236 番地, 241 番地, 242 番地, 243 番地, 260 番地, 262 番地の 2, 262 番地の 3, 263 番地, 263 番地の 4, 265 番地の 1, 265 番地の 3, 266 番地の 2, 269 番地, 275 番地, 284 番地, 284 番地の 1, 294 番地, 314 番地, 315 番地, 329 番地, 331 番地, 338 番地, 339 番地, 342 番地, 348 番地, 352 番地, 358 番地,

363番地, 373番地, 375番地, 380番地, 382番地, 383番地,  
384番地, 385番地, 390番地, 394番地, 403番地, 405番地,  
409番地, 410番地の1, 410番地の2, 413番地, 416番地, 417  
番地, 419番地, 421番地の1, 421番地の2, 422番地, 437番地,  
481番地, 617番地の2, 625番地, 642番地の1, 642番地の2,  
651番地, 654番地, 689番地の2, 694番地, 698番地, 703番地,  
743番地, 749番地, 752番地, 805番地, 817番地, 822番地,  
822番地の1, 833番地, 838番地, 841番地, 842番地, 844番地,  
846番地, 1372番地, 1385番地及び京都市西京区大原野小塩町1390  
番地の区域

4 事務所

京都市西京区大原野小塩町262番地の2

5 代表者の氏名及び住所

西村 清 京都市西京区大原野小塩町842番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成20年10月28日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)